

天理市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第50号

天理市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

天理市下水道事業会計規則（令和7年3月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書及び各号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 資金前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令第21条の5第1項第1号から第13号までの規定に定められているもののほか、次に掲げる経費とする。

- (1) 交際費
- (2) 郵便切手及び郵便はがきの代金並びに料金別納郵便料並びに宅配便代等の郵便料に類する運搬費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。